

平成 30 年

大和市議会第 1 回定例会議案書

目 次

	ページ
議案第 1 号 大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について ……………	1
議案第 2 号 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する条例の一部を改正する条例について ……………	5
議案第 3 号 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について ……………	7
議案第 4 号 大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例に ついて ……………	9
議案第 5 号 大和市手数料条例の一部を改正する条例について ……………	11
議案第 6 号 大和市国民健康保険税条例及び大和市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について ……………	15
議案第 7 号 大和市介護保険条例の一部を改正する条例について ……………	19
議案第 8 号 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について ……………	23
議案第 9 号 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準 を定める条例及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について ……………	27
議案第 10 号 大和市企業活動振興条例について ……………	29
議案第 11 号 大和市都市公園条例の一部を改正する条例について ……………	35
議案第 12 号 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関 する条例の一部を改正する条例について ……………	37
議案第 13 号 指定管理者の指定について ……………	39
議案第 14 号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の 方法について ……………	41
議案第 15 号 町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止について ……………	43
議案第 16 号 平成 29 年度大和市一般会計補正予算（第 5 号）	

(以下、議案第28号まで別冊のとおり。)

議案第17号 平成29年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第18号 平成29年度大和市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成29年度大和市渋谷土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第20号 平成29年度大和市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成29年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第22号 平成30年度大和市一般会計予算

議案第23号 平成30年度大和市国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 平成30年度大和市下水道事業特別会計予算

議案第25号 平成30年度大和市渋谷土地区画整理事業特別会計予算

議案第26号 平成30年度大和市介護保険事業特別会計予算

議案第27号 平成30年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第28号 平成30年度大和市病院事業会計予算

議案第1号

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、個人情報の定義、要配慮個人情報の取扱い等の改正を行いたい必要による。

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第7条中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。第16条において同じ。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 人種

(2) 信条

(3) 社会的身分

(4) 病歴

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等

第16条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 要配慮個人情報の取扱いの有無

第19条第1項第2号中「から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第16条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、改正後の第7条の規定により大和市個人情報保護審査会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の日前においても、大和市個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(大和市情報公開条例の一部改正)

3 大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「電磁的方式」を「磁気的方式」に、「によって」を「によっては」に改める。

第7条第1号中「から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。

議案第2号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、個人番号利用事務において利用することができる特定個人情報
情報の追加を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2、10、国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、22、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、自宅待機手当及び夜間看護等手当の改正を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「自宅で待機する場合」を「自宅待機をする場合（次項において「自宅待機」という。）」に改め、同項第2号中「救急医療」の次に「病院に勤務する医師又は」を、「外来」の次に「又は手術室」を加え、「又は手術室に勤務する職員」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで及び午前8時30分から午後5時15分までの時間帯ごとに、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、自宅待機の時間が当該時間帯の2分の1以下であるときは、当該各号に定める額の2分の1の額とする。

(1) 医師 4,000円

(2) その他の職員 3,050円

第14条に次の1項を加える。

3 前項第1号の規定を適用する場合において、当該職員が同一月内に従事した同号アに該当する勤務の回数に2を乗じて得た数と同号イに該当する勤務の回数の数の合計が9を超えた場合は、当該超えた数に2,000円を乗じて得た額を当該月分として支給する前項第1号の規定による手当の額に加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、施行日以後に開始する自宅待機について適用し、施行日前に開始する自宅待機については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条の規定は、施行日以後に開始する看護等の業務について適用し、施行日前に開始する看護等の業務については、なお従前の例による。

議案第4号

大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の退職手当制度等の改定に準じた本市職員の退職手当制度等の改正を行いたい必要による。

大和市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年大和市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大和市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「154,000円」を「154,100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の大和市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5 号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 1 0 号）が公布されたことに伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る申請手数料の改定を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表消防法関係の表第3号中

530,000円	570,000円
830,000円	880,000円
1,010,000円	1,070,000円
1,120,000円	1,200,000円
1,420,000円	1,520,000円
1,660,000円	1,780,000円
3,880,000円	4,070,000円
5,100,000円	5,340,000円
6,290,000円	6,490,000円
1,130,000円	1,180,000円
1,340,000円	1,410,000円
1,500,000円	1,580,000円
1,830,000円	1,940,000円
2,140,000円	2,260,000円
4,350,000円	4,550,000円
5,570,000円	5,820,000円
6,770,000円	7,070,000円
5,750,000円	5,930,000円
7,250,000円	7,470,000円
10,700,000円	10,900,000円

410,000円	420,000円
540,000円	560,000円
700,000円	730,000円
920,000円	960,000円
1,040,000円	1,090,000円
1,600,000円	1,660,000円
1,820,000円	1,900,000円
2,030,000円	2,120,000円
490,000円	530,000円

に改め、同表第15号中

630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

を

680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

に

改め、同表第17号中

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円
3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円
4,790,000円

を

320,000円
460,000円
750,000円
1,020,000円
1,300,000円
3,150,000円
3,870,000円
4,460,000円
2,690,000円
3,230,000円
4,830,000円

に改

める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

大和市国民健康保険税条例及び大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例について

大和市国民健康保険税条例及び大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市国民健康保険税条例及び大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

(大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 大和市国民健康保険税条例(昭和27年大和町条例第6号)の一部を次のように
改正する。

第2条第1項中「基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高
齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支
援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する
費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)、当該世帯
主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した後期高齢者支援金等
課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるた
めの国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属
する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるもの
につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金
の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)」を「次に
掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負
担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192
号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険
事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に
関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年
法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高
齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による
納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充て
る部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金
の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担す
る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるた
めの国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第

2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても申請することができる。

(大和市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大和市後期高齢者医療に関する条例(平成19年大和市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等(同項)」を「病院等(法第55条第1項)に、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号に規定する」を削り、「行った」の次に「法第55条第2項第2号に規定する」を、「係る」の次に「同号に規定する」を加え、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削り、附則第5項を附則第3項と

する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、保険料率の改定等を行いたい必要による。

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「29,760円」を「34,192円」に改め、同項第3号中「41,664円」を「47,869円」に改め、同項第4号中「44,640円」を「51,288円」に改め、同項第5号中「53,568円」を「61,546円」に改め、同項第6号中「59,520円」を「68,385円」に改め、同項第7号中「68,448円」を「78,642円」に改め、同号ア中「いう。」の次に「ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加え、同号イ中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「74,400円」を「85,481円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「89,280円」を「102,577円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「119,040円」を「170,962円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「116,064円」を「133,350円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 140,189円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 147,027円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 157,285円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第1項第10号中「98,208円」を「116,254円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 109,416円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

第6条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「26,784円」を「30,773円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
について

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のよ
うに定める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
定めたい必要による。

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等（基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、前条に定めるもののほか、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者等は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者等は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の基準)

第4条 法第79条第2項第1号に規定する申請者は、法人とする。

(人員及び運営に関する基準)

第5条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、第3条の規定に適合するよう規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例
及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例(平
成26年大和市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は」の次に「、前条に定めるもののほか」を加える。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規
定する指定特定相談支援事業者」を加える。

(大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備、運営等に関する基準を定める条例(平成24年大和市条例第26号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第4項」の次に「、第78条の2の2第1項」を加える。

第4条第1項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(看護小
規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)」を加える。

第21条を第22条とする。

第2章中第20条を第21条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第
7条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型通所介護の基本方針)

第8条 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

大和市企業活動振興条例について

大和市企業活動振興条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するため、企業活動の振興について、必要な事項を定めたい必要による。

大和市企業活動振興条例

(目的)

第1条 この条例は、企業活動の振興についての基本理念、市の責務、企業の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として本市に事業所を設け、又は設けようとする法人又は個人をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (3) 立地 企業が、市内において固定資産の取得又は賃借をして新設、増設、移設、建替え又は設備投資をすることをいう。
- (4) 新設 市内に事業所を有しない企業が、市内において新たに経営を開始するために事業所を設けることをいう。
- (5) 増設 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で事業所の範囲を広げることをいう。
- (6) 移設 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で既存の事業所を市内の別の場所に移転することをいう。
- (7) 建替え 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で既存の事業所を同一敷地内で建て替えることをいう。
- (8) 設備投資 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で事業所の設備を拡大し、又は更新することをいう。
- (9) 投下資本額 企業が立地をするために要した費用の総額から国、他の地方公共団体その他公共的団体からの補助金として交付される額を控除したものをいう。

(基本理念)

第3条 企業活動の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 企業活動が地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、市内企業の経営継続並びに本市の特性を生かした企業の誘致及び創業が推進されること。

(2) 企業における働きやすい職場づくり及び従業員の健康づくり並びに地域貢献の取組が推進されること。

(3) 企業及び市が協力し、連携して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、企業活動の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、本市の特性を踏まえるとともに、企業、国、他の地方公共団体、関係団体、市民等と協力しなければならない。

(企業の役割)

第5条 企業は、基本理念にのっとり、経営基盤の強化及び就業環境の改善に努めるものとする。

2 企業は、市が実施する企業活動の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

3 企業は、周辺地域との調和を図り、災害時の対応等、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(奨励措置)

第6条 市長は、企業活動の振興を図るため、次条の要件を満たす企業に対し、奨励措置として予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。この場合において、次項第1号から第3号までに掲げる奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

2 前項の奨励金の対象及び内容は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 新規立地奨励金 新設する企業に対して交付するもの

(2) 事業拡大奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、増設、移設又は建替えを行うものに対して交付するもの

(3) 設備投資奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、設備投資を行うものに対して交付するもの

(4) 投資促進奨励金 前3号に掲げるいずれかの奨励金の交付を受けた企業に対して当該企業が新規に取得した当該立地に係る固定資産に課せられる固定資産税並びに土地及び家屋に課せられる都市計画税それぞれの相当額を合算した額に応じて交付

するもの

(5) 賃貸オフィスビル等入居奨励金 市内の賃貸オフィスビル等のうち、床面積
1,000平方メートル以上を新たに賃借する企業であって、1年以上当該賃貸オフィ
スビル等で事業を行ったものに対して交付するもの

(6) 健康企業奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内におい
て継続して3年以上事業を行っている企業であって、従業員の健康増進に取り組ん
でいるとして市長が認定したものに対して交付するもの

3 前項の奨励金の算定基準、上限額等は、別表のとおりとする。

(奨励措置を受けることができる企業の要件)

第7条 前条の奨励措置を受けることができる企業の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかの事業を行う企業であること。

ア 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準で
ある日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類Eに
分類されている事業をいう。）

イ 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに分類されている事業をいう。）

ウ 自然科学研究所（日本標準産業分類に掲げる小分類711に分類されている事
業をいう。）

(2) 投下資本額が、次に掲げる区分に応じて定める額のいずれかに該当すること（前条
第2項第5号及び第6号に掲げる奨励金を除く。）。

ア 新設 投下資本額が300,000,000円（中小企業者にあつては
30,000,000円）以上

イ 増設、移設又は建替え 投下資本額が200,000,000円（中小企業者に
あつては20,000,000円）以上

ウ 設備投資 投下資本額が100,000,000円（中小企業者にあつては
10,000,000円）以上

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(事業計画の認定)

第8条 第6条の奨励措置を受けようとする企業は、あらかじめその対象となる事業に
係る計画（以下「事業計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければなら
ない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときはその内容を審査し、認定の適否を決定するとともに、その旨を当該企業に通知するものとする。

3 前2項の規定により認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、速やかに事業計画に係る事業に着手しなければならない。

（経営継続義務）

第9条 認定企業は、奨励金の交付を受けた日（第6条第1項後段の規定により、奨励金を分割して交付することとした場合は、最後に交付された日）から5年以上市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（認定の取消し等）

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第7条の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第8条の認定を受けるに当たり、虚偽又は不正な行為が明らかになったとき。

(3) 前条に規定する経営継続義務に違反したとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した企業に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

奨励金の種類	算定基準	上限額		回数等
(1) 新規立地奨励金	投下資本額の100分の10 (ロボット産業にあっては、100分の20)	中小企業者	50,000,000円	1回
		上記以外	100,000,000円	
(2) 事業拡大奨励金		中小企業者	50,000,000円	都度
		上記以外	100,000,000円	
(3) 設備投資奨励金		中小企業者	30,000,000円	都度
		上記以外	50,000,000円	
(4) 投資促進奨励金	新規取得した固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1			取得後最初の課税から3年度分
(5) 賃貸オフィスビル等入居奨励金	賃料の2分の1	月額500,000円（年額による賃貸借契約の場合は、年額6,000,000円）		1回 （1年間分）
(6) 健康企業奨励金		1,000,000円		1回

備考

- この表において「ロボット産業」とは、ロボットの生産に係る産業で、規則で定めるものをいう。
- 第1号から第3号までに掲げる奨励金の上限額は、ロボット産業にあっては、当該上限額に2を乗じて得た額とする。

議案第 11 号

大和市都市公園条例の一部を改正する条例について

大和市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）が施行されたことに伴い、運動施設率を定める改正等を行いたい必要による。

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「建築面積割合」を「設置基準」に改め、同条本文を次のように改める。

法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

第4条に次の1項を加える。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第12号

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例について

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、換地処分に伴い分割徴収する清算金の徴収を完了すべき期限等の特例を定めたい必要による。

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、清算金を納付すべき者（徴収すべき清算金の総額が100,000円以上の者に限る。）の資力が乏しいため、当該清算金を5年以内に納付することが困難であると施行者が認めたときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限を10年以内、分割の回数を21回以内とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

指定管理者の指定について

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指定期間 平成30年8月1日から平成33年3月31日まで
平成30年2月22日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を指定したい必要による。

議案第14号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
住居表示を実施する市街地の区域を別記のとおりとし、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

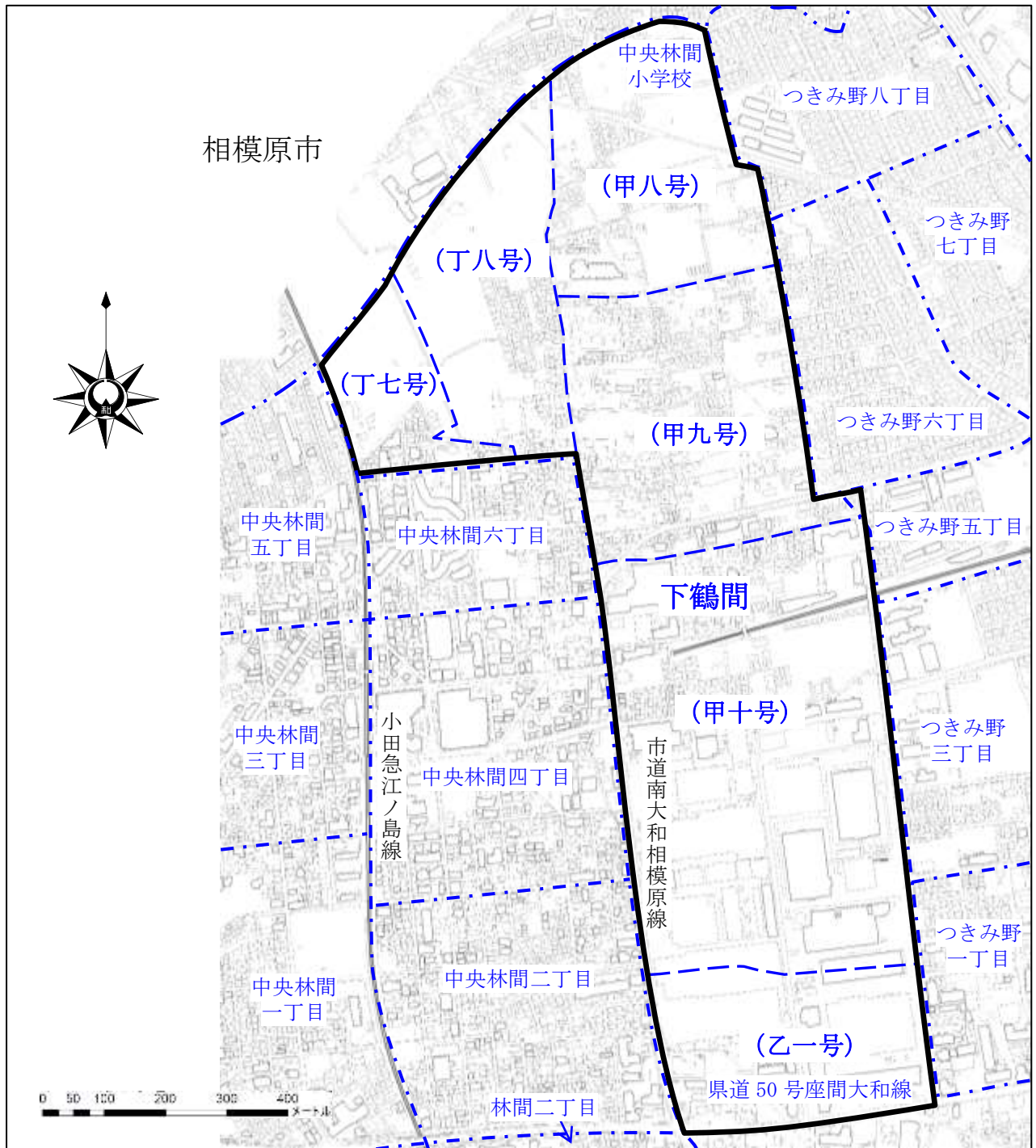
平成30年2月22日提出

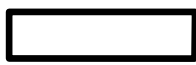



大和市長 大 木 哲

提案理由

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する区域及びその方法を定めたい必要による。

住居表示実施区域図



凡 例	
	住居表示を実施する市街地の区域
	行政界
	大字界・町界
	小字界

議案第15号

町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止について

本市内の町の区域を別記調書のとおり設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字の区域を廃止する。

平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

住居表示の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域の設定及び変更並びにこれらに係る字の区域の廃止を行いたい必要による。

区域調書

1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包含される区域の字名	区域図
ちゅうおうりんかんなちようめ 中央林間七丁目	下鶴間字甲十号の一部 下鶴間字乙一号の一部	別紙のとおり
ちゅうおうりんかはちようめ 中央林間八丁目	下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部	
ちゅうおうりんかきゅうちようめ 中央林間九丁目	下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部	

2 町の区域の変更

変更後の町名	左に包含される区域の字名及び町名	区域図
中央林間六丁目	下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字丁七号 下鶴間字丁八号	別紙のとおり
中央林間八丁目	つきみ野五丁目の一部	

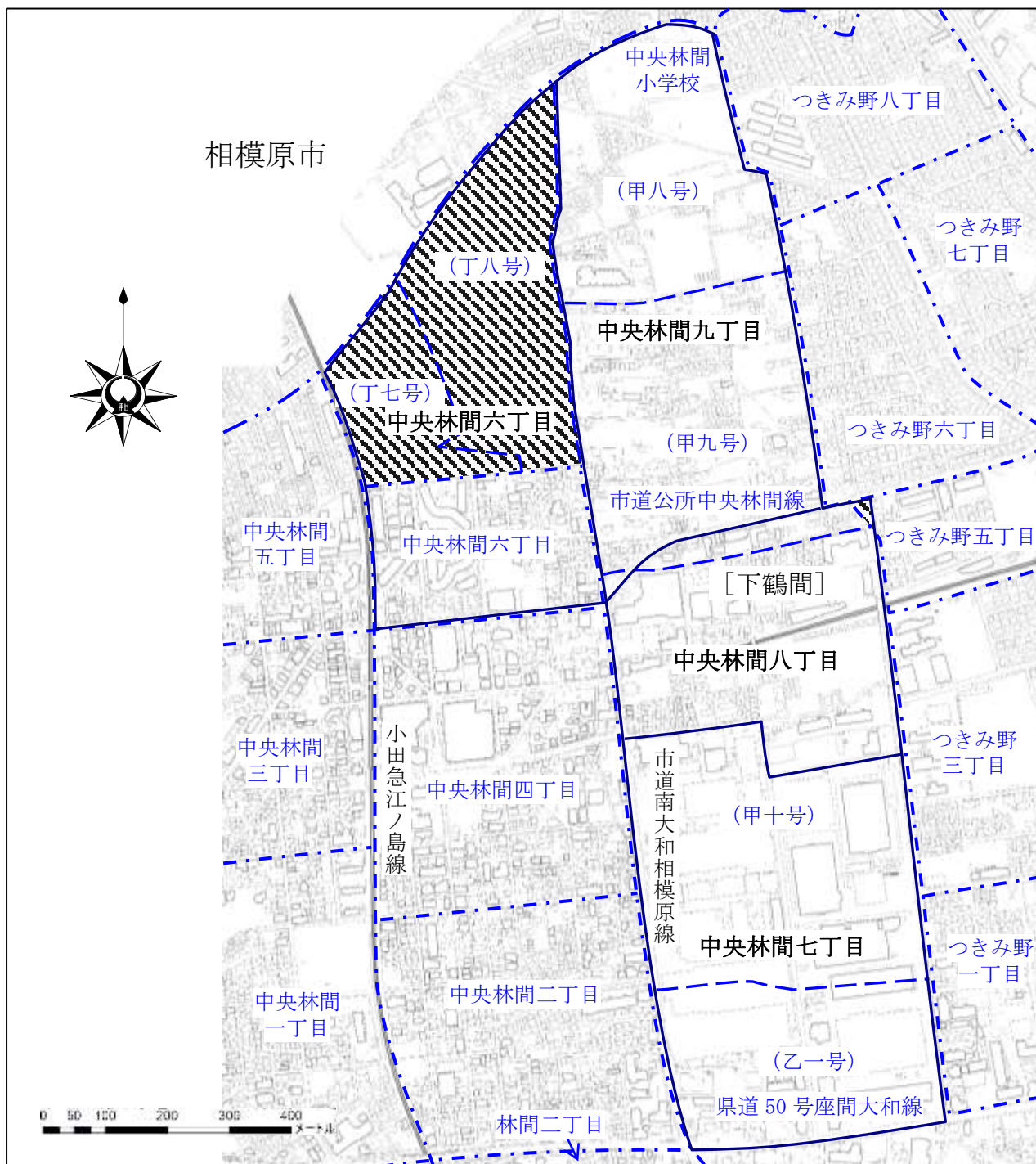
3 字の区域の廃止

設定し、及び変更する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は、廃止する。

4 備考

町の境界は、道路のうち、おおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。

区域図



凡 例	
	新町界
	行政界
	旧大字界・旧町界
	旧小字界
	町の区域の変更部分

